



平成 27 年 5 月 14 日

会社名 株式会社 **アールシーコア**  
(コード番号 7837) (<http://www.rccore.co.jp/>)  
代表者名 代表取締役社長 二木 浩三  
問合せ先 取締役管理部門担当 浦崎 真人  
電話番号 03-5790-6500

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)により新たに創設される監査等委員会設置会社へ移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 11 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものです。

##### (2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 11 日開催予定の第 30 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、同株主総会終了後から監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 今後の事業展開の備えるため、現行定款第 2 条について事業目的の追加を行うものであります。
- ② 改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設される監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができるようにするために、所要の変更を行うものであります。
- ④ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 6 月 11 日  
定款変更の効力発生日(予定) 平成 27 年 6 月 11 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行通り)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行通り)
1. ～ 10. (条文省略)	1. ～ 10. (現行通り)
(新 設)	<u>11. 損害保険業</u>
<u>11. ～15.</u> (条文省略)	<u>12. ～16.</u> (現行通り)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行通り)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行通り)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 19 条 (条文省略)	第 12 条～第 19 条 (現行通り)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 20 条 当社の取締役は、7名以内とする。	第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、7名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行通り)
3 (条文省略)	3 (現行通り)
(新 設)	<u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 22 条 (条文省略)	第 22 条 (現行通り)
(任期)	(任期)
第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 23 条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された者の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 27 条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 29 条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行通り)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会  (員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>3 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての予選後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(責任免除) 第 38 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 40 条（条文省略）</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 35 条～第 36 条（現行通り）</p>
<p>(報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行通り)</p>
<p>第 7 章 計 算 第 43 条～第 46 条（条文省略）</p>	<p>第 7 章 計 算 第 39 条～第 42 条（現行通り）</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第 30 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以 上